

人間ドック(脳ドック)の利用説明書

松屋健康保険組合
〒104-0061東京都中央区銀座3-7-20
TEL03(3566)2217

松屋健康保険組合では人間ドック・脳ドックをご希望の方に補助を行っております。下記について確認の上、利用申請を行ってください。

記

【重要】確認事項

確認欄

- 松屋健康保険組合の被保険者・被扶養者で40歳以上の方(受診時)
- 前回の人間ドック(脳ドック)の補助金を受けてから2年以上経過していること(補助は隔年となります)
- 今回の受診については、健康保険の適用を受けていないこと
- 受診結果が、松屋健康保険組合に提供されることに同意すること
- 受診結果については、松屋診療所に保管を依頼する場合があります
- 任意の医療機関をご利用ください(予約等のご自身で)
- 利用補助承認後、利用の取り消し、利用日時等の変更は速やかに当組合にお申し出下さい
- 申込後に無断で利用を中止した場合、損害をお支払いいただく場合があります
- 補助金の上限額は、30,000円で、支払は指定口座に銀行振込となります
- 利用料金が30,000円に満たない場合、その金額までの補助となります

●手続きの流れ

2 その他の任意の医療機関

- ① 「人間ドック(脳ドック)補助利用申請書」を提出(受診日の1ヶ月前までに)
- ② 利用が承認されたら、直接医療機関に申し込んで受診し、実費を受診医療機関にて支払う
- ③ 「人間ドック(脳ドック)補助金支給申請書」に検査結果のコピーと領収書(原本)を添えて健保に提出

(Ver.2024.7.17)